

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 県民税

ア 個人の県民税 住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地

イ 法人の県民税 県内の主たる事務所又は事業所の所在地及び寮等の所在地

(2) 事業税

ア 個人の事業税 事業を行う者の所得税の納税地（納税地が県外の場合は、当該事業を行う者が県内に有する主たる事務所又は事業所の所在地）

イ 法人の事業税 県内の主たる事務所又は事業所の所在地

(3) 地方消費税 個人にあつては住所地及び事務所又は事業所の所在地、法人にあつては県内の主たる事務所又は事業所の所在地

第9条第1項第5号を次のように改める。

(5) 県たばこ税

ア 申告納付に係るもの 法第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等の県内の事務所又は事業所の所在地（県内に事務所又は事業所を有しない卸売販売業者等にあつては、その所在地は、那覇市にあるものとみなす。）

イ 普通徴収に係るもの 個人にあつては所在地、法人にあつては事務所又は事業所の所在地（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者にあつては、その住所又は所在地は、那覇市にあるものとみなす。）

第9条第1項第7号から第9号までを次のように改める。

(7) 自動車取得税 自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地。ただし、普通徴収に係るもの（督促状を発した日から起算して10日を経過した日後に徴収する自動車取得税の徴収金に限る。）にあつては、自動車の取得をした者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には住所地又は事務所若しくは事業所の所在地、県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合には取得時における自動車の主たる定置場の所在地

(8) 軽油引取税 事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所のない者にあつては、住所地）

(9) 自動車税

ア 普通徴収に係るもの 自動車の所有者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合は、住所地又は事務所若しくは事業所の所在地（自動車の所有者が県外に住所又は事務所若しくは事業所を有する場合は、自動車の主たる定置場の所在地）

イ 証紙徴収に係るもの 自動車に係る登録事務を所管する機関の所在地

第9条第1項第12号中「登録を受ける地」を「登録事務を所管する機関の所在地」に改める。

第43条第1項ただし書中「第71条第1項」の次に「若しくは第144条の3第1項」を加え、同条第2項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改め、「場合には」の次に「、施行規則第3条の3の規定により」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により県民税を申告納付すべき法人のうち法第53条第4項に規定する法人で法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものが、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があつた場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある同法第2条第12号の7に規定する連結子法人（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があつたものとみなされた法人を含む。）は、施行規則第3条の3の2の規定により、その旨を知事（県外に主たる事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事）に届け出なければならない。

第44条の2第1項ただし書中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1

号」に改め、同条第2項中「で定めるところ」を「の規定」に改める。

第44条の3第1項ただし書中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に改め、同条第2項中「で定めるところ」を「の規定」に改める。

第54条の3第1項中「で定めるところ」を「の規定」に改め、同項ただし書中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に改め、同条第2項中「で定めるところ」を「の規定」に改める。

第54条の4第1項中「で定めるところ」を「の規定」に改め、同項ただし書中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に改め、同条第2項中「で定めるところ」を「の規定」に改める。

第63条第7項を次のように改める。

7 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第73条第1項第2号若しくは第7号に規定する者又は同法第118条の7第1項第2号（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第73条第1項第3号若しくは第8号に規定する宅地、借地権若しくは建築物若しくは指定宅地若しくはその使用収益権又は同法第118条の7第1項第3号（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する宅地、借地権若しくは建築物（第2号において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第1号に掲げる金額に対する第2号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

(1) 次に掲げる価額（都市再開発法第103条第1項又は第118条の23第1項（同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。）の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

ア 都市再開発法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額

イ 都市再開発法第73条第1項第9号に規定する個別利用区内の宅地又はその使用収益権の価額

ウ 都市再開発法第118条の7第1項第3号に規定する建築施設の部分の価額

エ 都市再開発法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される同法第118条の7第1項第3号に規定する施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額

(2) 従前の宅地等の価額（都市再開発法第72条の権利変換計画において定められ、又は同法第118条の23第1項の規定により確定した価額をいう。）の合計額
第63条第8項中「にあつては」を「には」に、「で定めるところ」を「の規定」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「で定める」を「に規定する」に、「第73条第1項第17号」を「第73条第1項第22号」に改め、同条第10項中「に掲げる」を「に規定する」に改める。

第100条第2項中「移転」を「休止」に改める。

第136条第1項中「で定める」を「第8条の28に規定する」に改める。

第137条第2項中「で定める」を「第8条の28に規定する」に改め、同条第4項中「で定めるところ」を「第8条の37の規定」に改める。

第137条の2第1項中「で定めるところ」を「第8条の53の規定」に改める。

第202条第2項第1号中「平成14年法律第88号」の次に「。以下「鳥獣保護管理法」という。」を加える。

第204条の次に次の1条を加える。

（狩猟税の賦課徴収に関する報告等の義務）

第204条の2 狩猟税の納税義務者は、鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する際に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 狩猟免許の種類
- (2) 狩猟をする場所
- (3) 住所、氏名及び生年月日
- (4) 狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日

2 前項の規定により報告をする納税義務者が、第202条第1項第2号又は第4号に掲げる者であるときは、その旨を証する書類を知事に提出しなければならない。

第205条を次のように改める。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第205条 第204条第1項の規定による狩猟税の証紙徴収については、狩猟税の納税義務者が狩猟者の登録を受ける際提出する狩猟者登録の申請書に、狩猟税の額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより行うものとする。

附則第6条第2項中「を除く。）で」を「を除く。）又は第18条第6項において法人とみなされるものであつて」に改める。

附則第16条第1項第2号中「で定めるものを除く」を「に規定するものを除く」に、「施行令附則第10条の2の2第2項で定める」を「同条第2項に規定する」に改め、同項第3号中「第10条の2の2第2項に定める」を「第10条の2の2第3項に規定する」に、「施行令で定める」を「同条第4項に規定する」に、「施行令附則第10条の2の2第3項で定める」を「同項に規定する」に改め、同項第4号中「第10条の2の2第4項で定める」を「第10条の2の2第5項に規定する」に、「施行令附則第10条の2の2第5項」を「同条第6項」に改める。

附則第20条第1項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）」を「鳥獣保護管理法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定の適用を受けようとする者は、狩猟者登録の申請書を提出する際に、第1項又は前項の規定の適用があることを知事に報告しなければならない。

附則第20条の2第1項中「鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）」を「狩猟者登録の申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項（ただし書の規定を除く。以下この項において同じ。）又は前項の規定の適用を受けようとする者は、狩猟者登録の申請書を提出する際に、第1項又は前項の規定の適用があることを知事に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第202条第2項第1号の改正規定、第204条の次に1条を加える改正規定及び第205条の改正規定並びに附則第20条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、附則第20条の2第1項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定 平成29年3月1日

(2) 第44条の2、第44条の3、第54条の3及び第54条の4の改正規定 平成29年4月1日

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の第63条第7項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

平成28年9月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い不動産取得税の課税標準の特例措置を拡充するほか、納税者の利便向上のため、狩猟税の証紙徴収の手續に係る規定を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。